



青森県報

第二千四百四十九号

平成十五年三月十七日(月曜日)

目次

規 則

青森県立海洋学院規則の一部を改正する規則……………(水産振興課) ……一
 告示

新たに生じた土地の確認及び編入に伴う字区域の変更……………(市興町課) ……一
 右 同……………(同) ……二

公 告

土地改良区の定款変更の認可……………(農村整備課) ……二
 建設業者の許可の取消し……………(八戸県土整備事務所) ……二
 右 同……………(同) ……二

出先機関

土地改良事業の工事の完了……………(三戸地方農林水産事務所) ……三
 青森県営農高等学校の短期研修……………(営農高等学校) ……三
 正 誤……………(同) ……三

平成十五年一月十七日及び平成十五年三月七日定例告示中(林政課) ……四

規 則

青森県立海洋学院規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月十七日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第五号

青森県立海洋学院規則の一部を改正する規則

青森県立海洋学院規則(昭和三十九年七月青森県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条の見出し中「食費」の下に「及び光熱水費」を加え、同条に次の一項を加える。

2 寄宿舎に入舎している者は、光熱水費として、実費の範囲内で知事が定める額を納付しなければならない。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

告 示

青森県告示第百五十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により、深浦町長から深浦町の区域内に新たに次の土地が生じたことを確

認し、この土地を西津軽郡深浦町大字田野沢字汐干浜に編入する旨の届出があったので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十五年三月十七日

青森県知事 木 村 守 男

西津軽郡深浦町大字田野沢字汐干浜二七の一、三五の二、六〇及びこれらの区域に介在する道路である国有地に隣接する公有水面埋立地 二三八・六六平方メートル

青森県告示第百五十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により、深浦町長から深浦町の区域内に新たに次の土地が生じたことを確認し、この土地を西津軽郡深浦町大字田野沢字汐干浜に編入する旨の届出があったので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十五年三月十七日

青森県知事 木 村 守 男

西津軽郡深浦町大字田野沢字汐干浜二七の三、二七の一〇、二七の一八、二七の二〇から二七の二二に隣接する公有水面埋立地 八二八・〇九平方メートル

公 告

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、西八戸平土地改良区の定款の変更を平成十五年三月十日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十五年三月十七日

青森県知事 木 村 守 男

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年三月十七日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 東栄水道工業株式会社

二 代表者の氏名 木村 正明

三 主たる営業所の所在地 八戸市諏訪二丁目三三の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第四六二二号

五 取消年月日 平成十五年三月三日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、管、ほ装、水道施設、消防施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十五年三月三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年三月十七日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 有限会社久栄ホーム

二 代表者の氏名 久保 精悦

三 主たる営業所の所在地 八戸市湊高台五丁目二五の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一〇）第一六七七九号

五 取消年月日 平成十五年三月四日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十五年三月四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十五年三月十七日

三戸地方農林水産事務所長 平 野 隆 夫

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事業完了年月日
十四年災農業用施設災害復旧事業六六一〇二	倉石村	平成一五・二四

青森県営農大校告示第一号

青森県営農大校条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十六号）第七条第一項の規定により、次のとおり短期研修（農業機械利用技能者育成研修）を行うので、同条第二項の規定により告示する。

平成十五年三月十七日

青森県営農大校校長 米 田 豊

研修の種類	期 間	受講者の定員	受講対象者	摘 要
指導農業機	平成十五年七月一	三十人	農業機械士認定者	指導農業機

基礎研修	トラクタ基礎	現地農作業安全研修	農作業安全研修	農業機械士養成研修	械士養成研修
	平成十五年五月十日から同月十六日まで	平成十五年六月十六日から同月二十日まで	平成十五年十一月十七日から同月二十一日まで	平成十五年八月八日から同月二十二日まで	平成十六年二月四日から同月六日まで
二十三人	二十四人	二十四人	十六人	三十人	日
青森県営農大校生	青森県営農大校生	青森県営農大校生	農業者及び農業関係者	農業者及び農業関係者	械士技能検定試験受験資格取得
			大型特殊自動車運転免許（農耕用）試験受験及び農業機械士養成研修教科の一部	青森県農業大学校生 農業機械士技能検定試験受験資格取得	械士技能検定試験受験資格取得

正 誤

発行年月日 発行番号	平成二五・一七 第二二四号	平成二五・三七 第二一四五号	区分	番 号	ペー ジ	段	行	誤
告 示	第二八号	第一三三三号		三	四	下	ら後ろか 三	
	東津軽郡平内町大字山口字小沢 一六の二							
	東津軽郡平内町大字山口字小沢 一六の二							
	正							

林 政 課

けん引技術 研修	平成十五年四月十七日から同月二十三日まで	平成十五年四月二十三日まで	平成十五年七月七日から同月十六日まで	平成十五年五月二十三日まで	平成十五年五月二十六日から同月三十日まで	九日から同月二十三日まで	二十人	二十人	三十五人	二十三人	青森県営農大学生	青森県農業大学生	けん引自動車運転免許 (農耕用) 試験受験
-------------	----------------------	---------------	--------------------	---------------	----------------------	--------------	-----	-----	------	------	----------	----------	-----------------------------

特別研修	平成十五年五月一日から同月八日まで	平成十五年九月十六日から同月二十五日まで	平成十五年十一月四日から同月十二日まで	各市町村長又は農業関係団体の長と協議の上、その都度実施する。	若干名	二十人	二十人	二十人	各市町村長又は農業関係団体の長と協議の上、その都度決定する。	農業者及び農業関係者
------	-------------------	----------------------	---------------------	--------------------------------	-----	-----	-----	-----	--------------------------------	------------

発行所・発行人	青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	印刷所・販売人	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社
---------	-----------------------	---------	---------------------------

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭